

養介護施設従事者等による 高齢者虐待について

R7.2.18

弁護士 田坂 茜



高齢者虐待防止法 (2006年4月1日施行)

特徴

- ①議員立法で成立
- ②条文は全部で30条の短い法律
- ③高齢者の尊厳の保持、権利擁護が目的であり、虐待した人を罰するためのものではない。
- ④早期発見の努力義務 法5条

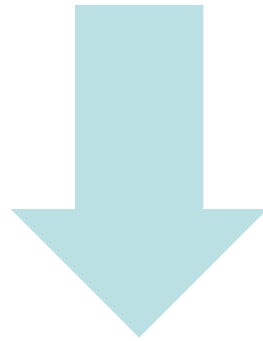
高齢者虐待防止法5条

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

家庭における養護者による虐待と
施設等の職員による虐待の2つの
ケースの対応システムを規定して
いる。



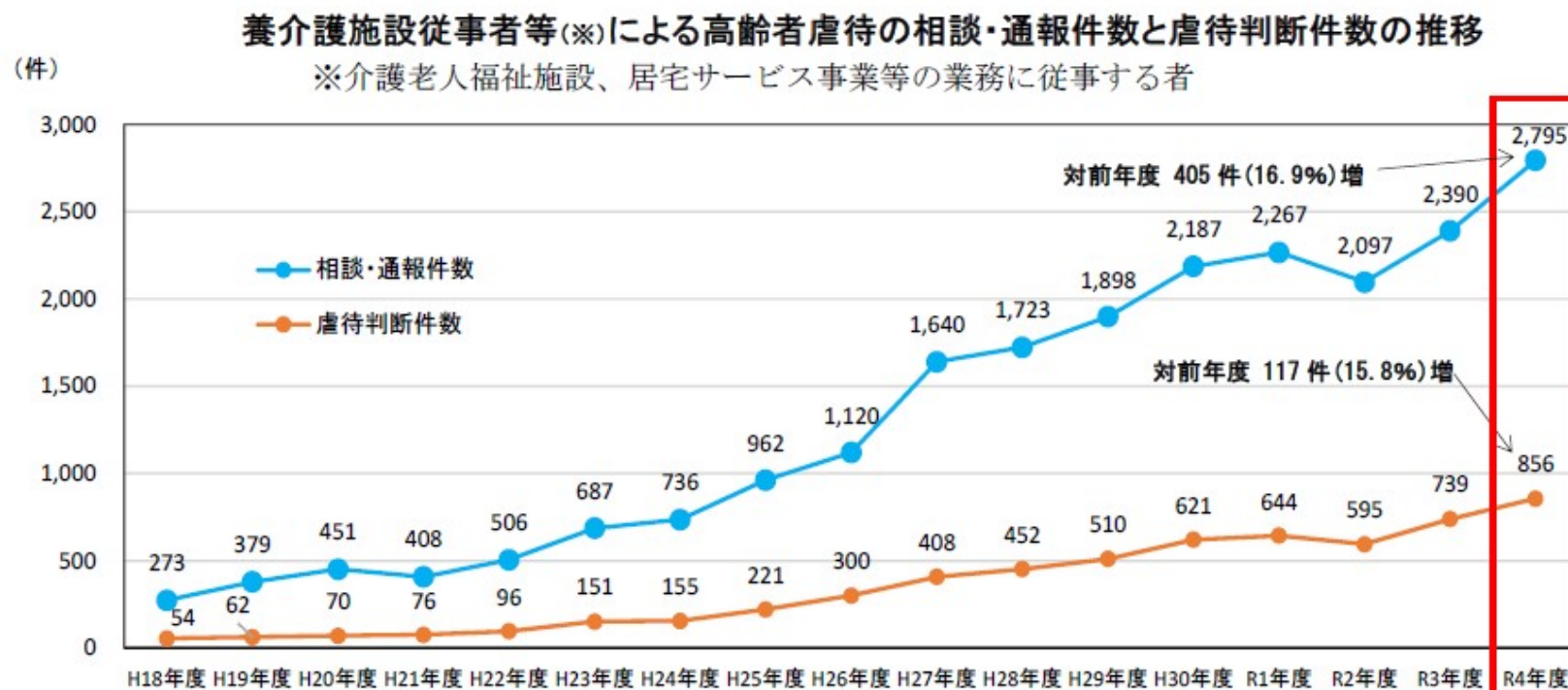
高齢者虐待防止法が施行されて今年で18年



これまでの間、都道府県や市町村等において、高齢者虐待防止に関する体制の整備や権利擁護を推進する取組等が進められてきた。



高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和4年度）



高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要 (令和4年度)

表 1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和3年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）	虐待判断件数 （※3）	相談・通報件数 （※4）
令和4年度	856 件	2,795 件	16,669 件	38,291 件
令和3年度	739 件	2,390 件	16,426 件	36,378 件
増減 (増減率)	117 件 (15.8%)	405 件 (16.9%)	243 件 (1.5%)	1,913 件 (5.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

高齢者に対する虐待の事案は、相談・通報件数及び虐待判断件数は以前として高止まり・・・

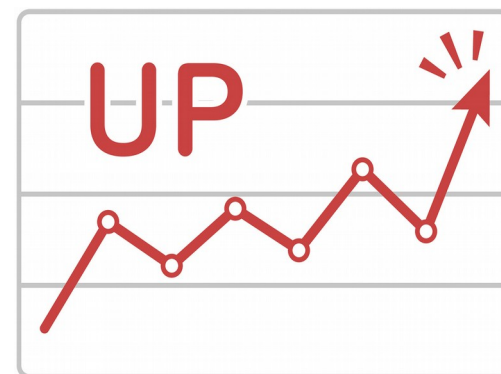


佐賀県の高齢者虐待

区分	養介護施設従事者等 による虐待		養護者による虐待	
年度	相談・ 通報件数	虐待判 断件数	相談・ 通報件数	虐待判断 件数
令和元 年度	18	3	122	36
令和2 年度	21	8	121	35
令和3 年度	11	3	140	37
令和4 年度	27	8	125	48
令和5 年度	39	16	114	33

佐賀県の令和5年度の虐待判断件数

- 養介護施設従事者等による虐待
16件（前年度より8件増）
- 養護者による虐待
33件（前年度より15件減）



養介護施設従事者等による虐待の判断件数が公表が始まった06年度以降で過去最多。

相談通報 件数	虐待判断 件数	被虐待者数	虐待の種類				
			身体的 虐待	心理的 虐待	経済的 虐待	介護等 放棄	性的虐待
39 件	16 件 (6 件)	70 人 (59 人)	69 人 (59 人)	6 人	0 人	6 人	0 人



●令和3年度基準省令の改正⇒
高齢者虐待防止に関する体制整備の義務化

●令和5年3月に国マニュアル改正

高齢者虐待防止法に定める「要介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

高齢者虐待防止に関する体制整備の義務化(R6.4.1～)

- 委員会の開催(定期的に開催)
- 高齢者虐待防止に関する指針の整備
- 高齢者虐待防止に関する研修の実施(年2回)
- 虐待防止に関する担当者の選任

虐待防止のための体制整備



国マニュアルとは

- ・高齢者虐待防止法施行時の平成18年4月に厚生労働省が作成した国の高齢者虐待防止マニュアル。「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」。
- ・各市町村及び都道府県において最低限必要となる業務を挙げるとともに、業務を行うにあたっての留意点を整理したもの。

R5.3「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (国マニュアル) 主な改定内容①

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(令和5年3月改訂)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

○都道府県と市町村の協働による体制整備強化を強調(全体的な方針)

○介護保険施設等監査指針の改正(令和3年度)の内容の反映(第Ⅲ章)

- ・市町村・都道府県の高齢者虐待対応部署と老人福祉法、介護保険法担当部署(庁内含む)の連携・協働を明記
- ・上記を前提に、養介護施設従事者等による虐待対応のフローチャートを改訂
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待が、「入居者の処遇に関し不当な行為や入居者の利益を害する行為」(老人福祉法)、「人格尊重義務違反」(介護保険法)に該当することを明記
- ・上記より、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合に、老人福祉法、介護保険法の規定に基づく立入検査等による事実確認を行うことが基本であると明記

○個人情報保護法改正(R5.4)を踏まえた虐待対応における個人情報の取扱いの整理

- ・地方自治体・民間団体における個人情報の取扱いについて、基本的な考え方や留意点を記載(第Ⅰ章)
- ・虐待対応の各段階における個人情報の取扱いについて記載(第Ⅱ、第Ⅲ章)

R5.3「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 (国マニュアル) 主な改定内容②

○自治体からの疑義が多くあった内容の記載を拡充

- ・ **高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応**（養護・被養護の関係が明らかでない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト）についての記載を拡充（第Ⅰ章）
- ・ **高齢者虐待類型（例）の追加**（センサー、スピーチロック等）（第Ⅰ章）
- ・ 高齢者の**居住実態と住所地が異なる場合の対応**について記載（第Ⅰ章）
- ・ **養護委託や措置**・面会制限等の権限行使及び廃止・解除について記載を拡充（第Ⅱ章）
- ・ 地域包括支援センター等への**事務の委託**について記載を拡充（第Ⅱ章）

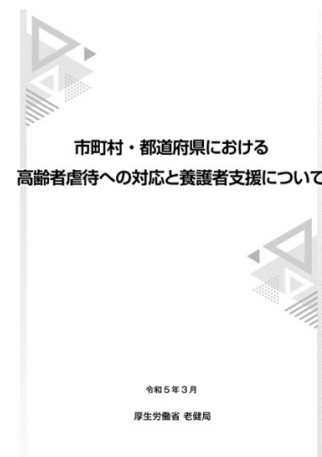
○国、都道府県、市町村の役割の記載の拡充（第Ⅰ章）

- ・ 高齢者権利擁護推進事業の内容や、近年実施した老人保健健康増進等事業を記載
- ・ 令和3年度の基準省令改正や、新たな通知等（H30.3以降）を踏まえた記載の改訂

○その他

- ・ サービス付き高齢者住宅における高齢者虐待が、養護者による虐待として対応可能であると明記（第Ⅰ章）
- ・ 身体的拘束等に対する考え方等の記載を拡充（第Ⅰ章）
- ・ 「不適切ケア」は「虐待等が疑われる事例」であり、法に基づいた対応が必要であることから、記載を削除
- ・ 「虐待認定」⇒「虐待の有無の判断」に統一

2023年度 高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会

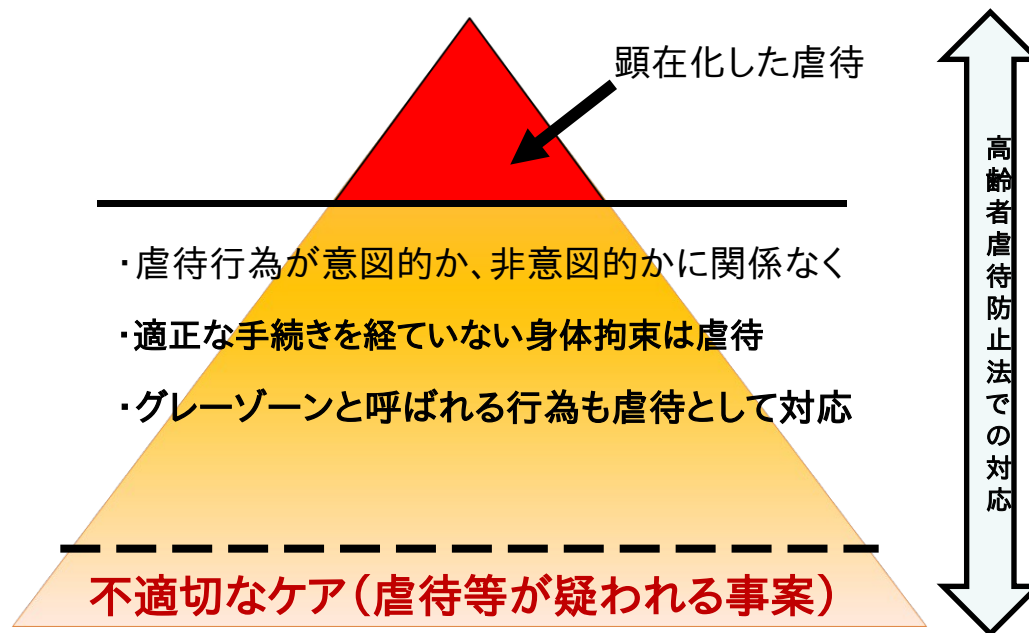


介護施設従事者等による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ＊「暴行とは・・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）	①暴力的行為（殴る、蹴る、やけどさせる、無理やり車両に乗降させるなど）＊ ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為（医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する、職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、介護がしやすいように、職員の都合でベッドなどへ抑えつけるなど） ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制（家族からの要望等で高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにするなど）
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為（体位の調整や栄養管理を怠る、劣悪な住環境で生活させるなど） ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為（必要な受診をさせない、処方通りに服薬させない、必要な介護計画等の見直しを怠るなど） ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為（ナースコール等を使用させないなど） ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置（高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言いその後の対応をしない、必要なセンサー電源を切る） ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること（施設管理者や主任等が通報義務や虐待防止措置義務等を怠るなど）
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	①威嚇的な発言、態度（怒鳴る、脅すなど） ②侮辱的な発言、態度（「死ね」「臭い」「汚い」と言う、子ども扱いなど） ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度（ナースコールを無視するなど） ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為（本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全介助をするなど） ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為（外部との連絡を遮断させるなど） ⑥その他（カメラ等で撮影し他の職員に見せる、異性介助など）
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の性的な行為（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど）
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	本人の合意なしに又は判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要するなど）

2023年度「高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会」

「高齢者虐待防止法」の対象範囲



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

・認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13
・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に対するガイドライン(概要)」(令和5年5月こども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/bb59eec8/20230512_policies_hoiku_2.pdf)を参考に作成

虐待の通報義務

高齢者虐待防止法7条

- ・ 高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合⇒市町村に通報しなければならない。
- ・ 生命・身体に重大な危険が生じたとはまではいえないが虐待を受けたと思われる高齢者を発見したとき⇒市町村に通報する努力をしなければならない

躊躇せず相談・通報を



「これくらいで虐待と言っているのか・・・」

「気にしすぎかもしれない・・・」

「ただの親子喧嘩かも・・・」

高齢者虐待防止法に基づく通報の場合、守秘義務に優先すること、個人情報保護に反することにならないことを念頭に入れておこう！

通報・相談時の注意点

5W2H(直接見たのか、聞いたのか、感じただけなのか)

When(いつ)、Where(どこで)、Who(誰が・誰に)、What(何を)、Why(なぜ)、How(どのように)、How much(いくら)

- ・虐待に対する無自覚・悪意がない場合もある

- ・一人で抱え込まずにケアマネジャーや医師、福祉職員、地域包括と連携を



養介護施設従事者等による虐待の判断件数が公表が始まった06年度以降で過去最多。

相談通報 件数	虐待判断 件数	被虐待者数	虐待の種類				
			身体的 虐待	心理的 虐待	経済的 虐待	介護等 放棄	性的虐待
39 件	16 件 (6 件)	70 人 (59 人)	69 人 (59 人)	6 人	0 人	6 人	0 人

身体的虐待は身体拘束が多い

- 身体拘束が必要と考えられる場合もあるが、これは例外的な場合で、要件を満たす必要がある
- 要件を十分検討し、詳細を記録・保存した上で実施しなければならない



不適切なケアと虐待の芽

- ・「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」から連続的に考える必要がある。
- ・虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待やその周辺の「グレーゾーン」行為がある。
- ・さらにさかのぼれば、些細な「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況がある。

「不適切なケア」の段階で見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められる。



虐待の芽を作らないために

「虐待の芽」は介護を行う場面では、どこにでも生じる可能性があるもの。

重要なのは「虐待の芽」に気づき、見直し、より良い方法へと転換していくことである。

そのためには職責、職種、年齢、性別、経験年数、等々…関係なく話し合い、支援の在り方を振り返ることが必要。

「虐待」に関する問題に目を背
けず、施設全体として予防・対策の
検討を。

